

新型コロナウイルス感染症に伴う支援
熱海温泉使用料の減免期間を延長します



ターゲット 8.9

令和4年7月11日
郡山市財務部
公有資産マネジメント課
課長 長原 理
TEL：924-2051

SDGs ターゲット8.9 「持続可能な観光業を促進する」

新型コロナウイルス感染症に伴う支援措置として、観光客の減少による磐梯熱海温泉事業者への深刻な影響を踏まえ、温泉使用料の減免期間を延長します。

1 対象

郡山市熱海温泉事業条例第5条に規定する給湯の許可を受けている権利者であって、現に給湯を受ける者。

2 減免の割合

温泉使用料の2/3

3 減免の延長期間

令和4年7月分から9月分まで（3か月分）

※既減免期間（令和2年4月分から令和4年6月分までの27か月分）と合わせ、30か月分の減免実施となります。